

令和 7 年度

町 民 税

府 民 税

森林環境税

特別徴収のしおり

大 阪 府
太 子 町
市町村コード 273813

- ・退職・転勤等があった場合は翌月10日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。
 - ・就職した従業員を特別徴収に変更する場合は「特別徴収切替申請書」を提出してください。
- ※提出の際は指定番号に間違いがないか、ご確認をお願いいたします。

町税は電子申告（eLTAX）をご利用下さい 

太子町では、特別徴収義務者の申告事務の軽減を図るため、eLTAXによる給与支払報告書、異動届出書等の電子申告を受け付けています。

ご利用には事前に利用届等の手続きが必要となります。

詳しくは eLTAX ホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

太子町役場
政策総務部 税務課

〒583－8580

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

TEL : (0721) 98－5517

FAX : (0721) 98－2773

URL : <http://www.town.taishi.osaka.jp/>

令和7年5月

特別徴収義務者様

大阪府南河内郡太子町長

令和7年度 町民税・府民税・森林環境税の特別徴収について

平素は、町民税・府民税・森林環境税の特別徴収につきまして格段のご配慮とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度町民税・府民税・森林環境税につきまして、貴事業所を特別徴収義務者に指定させていただき、関係書類を同封いたしましたので、事務ご繁忙中まことにお手数とは存じますが、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

関係書類

1. 令和7年度町民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の通知書及び納税義務者への通知書
(電子での提供を依頼されている場合は同封しておりません)
2. 月割額の納入書綴 (必要とされない旨の連絡を頂いている場合は同封しておりません)
3. 各種届出書等の様式 (太子町ホームページからもダウンロードできます)

◆町民税・府民税・森林環境税の課税について

1. 納税義務のある人

- ①令和7年1月1日現在、太子町内に住所のある人
- ②令和7年1月1日現在、太子町内に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷がある人（均等割のみ課税されます。）

2. 納税義務がない人

- ①生活保護法の規定により生活扶助を受けている人
（令和7年1月1日現在）
- ②障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ③前年の合計所得金額が、次の計算で求めた金額以下である人
 - （ア）同一生計配偶者または扶養親族を有する場合
 $28\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 27\text{万円}$
 - （イ）同一生計配偶者または扶養親族がいない場合
38万円

3. 所得割が課税されない人

- ①前年の総所得金額等が、次の計算で求めた金額以下である人
 - （ア）同一生計配偶者または扶養親族を有する場合
 $35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 42\text{万円}$
 - （イ）同一生計配偶者または扶養親族がいない場合
45万円

◆特別徴収税額の納入について

1. 納税者からの徴収

特別徴収税額は、6月（年度途中で通知を受け取った場合は、その通知書に月割額の記入されている最初の月）から5月まで、毎月給与

支払の際に月割額を徴収してください。

なお、納税者が年度途中で住所を他の市町村へ異動した場合も、引き続き徴収し、太子町へ納入してください。

2. 納期限

月割額を徴収した月の翌月10日（その日が土曜日、日曜日または祝日に当たるときは、その日の翌日）です。

納期限までに納入されない場合は、督促手数料および延滞金を負担していただくことがあります。

3. 納入方法

各納税者から徴収された月割額の合計額を別冊の「納入書」で納入してください。

通知した税額に異動が生じたため、変更する場合は「特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」により通知しますので、これによって以後の月割額を徴収のうえ、納入してください。

なお、納入書の金額変更の記入については、【納入書の記入のしかた】を参照してください。

4. 特別徴収税額の納期限後納入にかかる延滞金および督促手数料

①延滞金の計算要領

延滞金の割合は、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2

年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。

②督促手数料

督促状を発送した場合、一通につき100円

5. 納期の特例

給与の支払いを受ける人が常時9人以下である場合は、特別徴収税額を年2回に分けて納入することができます。

特例を受けられる場合は、至急、政策総務部税務課までお問い合わせください。

◆納税者が転勤または退職等で異動した場合の手続き

1. 転勤の場合

転勤等により勤務先が変わった場合でも、新しい勤務先で引続いて特別徴収の方法によって徴収してください。

この場合、新たに給与等の支払いをすることとなった勤務先の名称と所在地、電話番号および何月分から徴収していただくことになるかを新

しい勤務先へ連絡済であるかどうか、その他必要事項を記入した「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(以下「異動届出書」という)を転勤等のあった月の翌月10日までに、提出してください。

2. 退職等の場合

特別徴収の方法によって納税している人が退職あるいは休職等により特別徴収ができなくなった場合、特別徴収税額のうち、給与から徴収できなくなった税額は普通徴収の方法で納税者から直接納めていただきます。この場合、給与の支払いを受けなくなった月の翌月10日までに「異動届出書」に退職した人の住所、氏名、特別徴収税額(年税額)、徴収済税額、未徴収税額、異動事由、1月1日から退職時までの給与支払額および社会保険料の金額等を記入して提出してください。

特別徴収税額がない場合でも「異動届出書」に所定の事項を記入して提出してください。

※記入については、【給与所得者異動届出書の記入例】を参照してください。

◆退職者の一括徴収について

6月1日から12月31日までに退職する人の残税額はなるべく一括徴収してください。

また、1月1日から4月30日までに退職する人の残税額については、必ず一括徴収し、一括徴収した税額は、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

◆特別徴収義務者の異動について

特別徴収義務者の所在地や名称等、異動変更された場合は、「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」に所定の事項を記入して提出してください。

◆特別徴収への切替について

新たに追加で特別徴収される場合は、「特別徴収への切替申請書」に所定の事項を記入して提出してください。

◆退職所得の分離課税に係る町民税・府民税の特別徴収について

退職所得（退職手当等）に対する町民税・府民税は、所得税と同様に他の所得と区分して退職手当等の支払いの際に、特別徴収していただくことになっています。

1. 対象となる人

退職手当等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在、本町内に住所のある人です。ただし、同年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人は除かれます。

2. 税額計算のしかた

その年中の退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を差し引いた残額の2分の1に、町民税および府民税それぞれの税率を乗じて算出した金額が、分離課税に係る所得割額です。

算出方法

(退職手当等－退職所得控除額)×1/2 (1,000円未満切捨て)	×6%＝	退職所得に係る町民税額(ア) (100円未満切捨て)
	×4%＝	退職所得に係る府民税額(イ) (100円未満切捨て)

※勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得について、2分の1課税が適用されません。また、退職日が令和4年1月1日以降の退職所得において勤続年数5年以内の法人役員等以外の人については、退職所得控除を控除した後の金額のうち300万円を超える部分については2分の1課税が適用されません。

－退職所得控除額の計算－

勤続年数	退職所得控除額	
勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数 (最低80万円)	障害者になったことに直接起因して退職された場合は左記により計算した金額に100万円を加算します。
勤続年数が20年を超える場合	800万円＋70万円×(勤続年数－20年)	

勤続年数に1年未満の端数がある場合は、切り上げます。

[計算例] 勤続年数25年 退職手当17,888,007円の場合

$(17,888,007円 - \text{※}11,500,000円) \times 1/2 = 3,194,003円 \Rightarrow 3,194,000円$
 $\text{※}8,000,000円 + 700,000円 \times (25年 - 20年) = 11,500,000円$

町民税: $3,194,000円 \times 6\% = 191,640円 \Rightarrow 191,600円 \dots\dots \text{①}$
府民税: $3,194,000円 \times 4\% = 127,760円 \Rightarrow 127,700円 \dots\dots \text{②}$

退職所得に係る住民税 (① + ②) = 319,300円

3. 納入方法

徴収していただいた分離課税にかかる所得割は、その月の給与所得の町民税・府民税月割額と合わせて、翌月の10日(その日が土曜日、日曜日または祝日に当たるときは、その日の翌日)までに納入してください。その際、必ず裏面の納入申告書に必要事項を記載してください。

町 民 税
府 民 税
森林環境税

給与支払報告
特 別 徴 収

に係る給与所得者異動届出書

														年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度																						
太子町長 様 令和 年 月 日提出			(特別徴収義務者) 給与支払者		所 在 地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号																					
					フリガナ												宛 名 番 号																					
					氏名又は名称												担 連 当 絡 者 先	所 属																				
					個人番号 又は法人番号		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載											氏 名																				
給 与 所 得 者	フリガナ												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由			異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 ※異動年月日が1月1日～4月30日の 場合は、原則一括徴収してください。			番号を記入			① 特 別 徴 収 継 続 ② 一 括 徴 収 ③ 普 通 徴 収			番号を記入									
	氏 名																																					
	生年月日		年 月 日																																			
	個人番号												受給者番号		1月1日 現在の住所		異動後の 住 所		円		月から 月まで		円		円		年 月 日		1. 退職 3. 休職・長欠 5. 支払少額 7. その他 ()		2. 転勤 4. 死亡 6. 合併・解散 ()		番号を記入		① 特 別 徴 収 継 続 ② 一 括 徴 収 ③ 普 通 徴 収		番号を記入	
	受給者番号																																					
	1月1日 現在の住所																																					
	異動後の 住 所												円		月から 月まで		円		円		年 月 日		1. 退職 3. 休職・長欠 5. 支払少額 7. その他 ()		2. 転勤 4. 死亡 6. 合併・解散 ()		番号を記入		① 特 別 徴 収 継 続 ② 一 括 徴 収 ③ 普 通 徴 収		番号を記入							

① 特別徴収継続の場合（給与取得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）																				新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。																
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		／ 新規										法人 番 号												受給者番号		納付書の要否 (新規の場合のみ記入)		1. 必要 2. 不要							
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先		所 属																					
	フリガナ														氏 名																					
氏名又は名称												電 話		内線 ()																						
② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）																				左記の一括徴収した税額は、 _____月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。																
番号を記入		1 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日				徴収予定額 ※上記 (ウ) と同額																				
		2 異動が令和 年1月1日で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日				円																				
③ 普通徴収の場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）																				市町村記入欄																
番号を記入		1 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため																																		
		2 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため																																		
		3 死亡による退職であるため																																		

- ☐ 提出期限は、異動のあった日の属する月の翌月の10日までです。
- ☐ 太子町ホームページから、各種届出書がダウンロードできます。

太子町長 様 令和 年 月 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒												年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
			フリガナ	特別徴収税額通知書の個人別明細書に記載された合計年税額を記載してください。												特別徴収義務者 指 定 番 号		宛 名 番 号		
			氏名又は名称	徴収していただいた月割額の合計額を記載してください。												連 属		氏 名		
			個人番号 又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載												当 絡 者 先		電 話		
給 与 所 得 者	フリガナ	異動された納税者の情報を記載してください。		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由			異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 ※異動年月日が1月1日～4月30日の 場合は、原則一括徴収してください。			番号を記入 ① 特 別 徴 収 継 続 ② 一 括 徴 収 ③ 普 通 徴 収						
	氏 名																日			
	生年月日																日			
	個人番号																日			
	受給者番号	円		月から 月まで		月から 月まで		年 月 日		1. 退職 3. 休職・長欠 5. 支払少額 7. その他 ()		番号を記入								
	1月1日 現在の住所	円		月から 月まで		月から 月まで		年 月 日		1. 退職 3. 休職・長欠 5. 支払少額 7. その他 ()		番号を記入								
異動後の 住 所	円		月から 月まで		月から 月まで		年 月 日		1. 退職 3. 休職・長欠 5. 支払少額 7. その他 ()		番号を記入									

① 特別徴収継続の場合（給与取得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）															新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。							
新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	／ 新規										法人 番 号	番号									
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属									
	フリガナ												氏 名									
氏名又は名称												電 話				内線 ()		受給者番号	納付書の要否 (新規の場合のみ記入)		1. 必要 2. 不要	

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）															左記の一括徴収した税額は、 _____月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。							
番号を記入	1 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日								徴収予定額 ※上記(ウ)と同額			
	2 異動が令和 年1月1日で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日								円			

③ 普通徴収の場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）															市町村 記 入 欄	一括徴収予定額を何月分で納入するかを記載してください。 毎月の分と合算していただいて結構です。			
番号を記入	1 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3 死亡による退職であるため																		

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書																		※ 処理事項	義務者台帳		徴収簿		電算処理		処理日	
																									／	
令和 年 月 日 太子町長 様			給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	住所又は 所在地		〒 ー												特別徴収義務者 指 定 番 号								
				氏名又は 名称														連 絡 先	所 属							
				代表者の 職氏名															氏 名							
				法人番号 (個人番号は記載不要)															電 話	(ー)				内 線 ()		

○変更事項のみ記入してください。

○誤読をさけるために必ずフリガナを記入してください。

○訂正・誤りがある場合も、この用紙を利用してご連絡ください。

變更年月日 令和 年 月 日

変更理由	1. 所在地変更	2. 名称変更	3. 送付先変更	4. 合併による変更	5. その他（ ）
事 項	変 更 前			変 更 後	
フリガナ					
所 在 地 (住所)	〒 ー			〒 ー	
フリガナ					
方 書					
フリガナ					
名 称					
電 話 ()	ー	内線 :	()	ー	内線 :
備 考					

※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

[illegible]

※特別徴収の開始は原則（6月を除く）10日までに届いたものは届いた月の翌月、11日以降に届いたものは翌々月になります。

給与所得者	フリガナ	生 年 月 日	通知書番号 (普通徴収分)	
	氏 名	年 月 日		
	住 所	年 税 額		円
異 動 年 月 日		年 月 日	納 付 済 額	円
申 請 理 由		納 付 済 期		
備 考	1. 入社のため 2. 正社員となったため 3. 本人から特別徴収の希望があったため 4. その他 ()		注意事項 ※ご本人あてに送付された納税通知書のうち、次のものを同封してください。 ・未使用の納付書 ・納付済の分がある場合は、領収書の写しと残りの納付書	

※欄は記入しないでください。

【納入書の記入のしかた】

大阪府太子町										個人町民税 個人府民税 森林環境税										納 入 済 通 知 書										公
市町村コード					口 座 番 号					加 入 者 名																				
2 7 3 8 1 3					00990-1-960287					太子町会計管理者																				
年 月 分					指 定 番 号					納入金額(1)																				
納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄の金額と異なるときは、納 入金額(1)の欄を横線で抹消し納 入金額(2)の欄に記入してください。					納 入 金 額					億 千 百 十 万 千 百 十 円																				
					給与分 (一括徴収 分を含む)																									
					退 職 所 得 分																									
					延 滞 金																									
					督 促 手 数 料																									
納期限					年 月 日																									
取りまとめ店																														
〒539-8794																														
大阪府金事務所																														
領 収 日 付 印					(特別徴収義務者)																									
					住 所 〒																									
					又 は 所在地																									
					氏 名																									
					又 は 名称																									

上記のとおり通知します。 (受付店→太子町指定金融機関→太子町) (太子町保管)

- (1) 当初の税額を納入金額(1)の欄に印字してありますので、納入金額に変更がなければ納入金額(2)の欄に記入せずに納めてください。
- (2) 転勤や退職などにより税額に変更があった場合や、残税額を一括徴収された場合などで、納入金額を訂正される場合は、納入金額(1)の金額を横線で抹消し、納入金額(2)の給与分の欄に正しい金額を記入してください。
- (3) 退職所得にかかる分離課税の所得割額を納入される場合は納入金(2)の退職所得分の欄にその金額を記入してください。また、月割額もあわせて納入される場合は、必ず納入書裏面の納入申告書に退職者の明細を記入してください。
なお、地方税分野における個人番号・法人番号の利用手続の一部見直しにより、平成28年1月1日以後に行われる納入申告から、納入済通知書の裏面に印刷されている納入申告書に、法人番号又は個人番号を記載することとなっています。ただし、特別徴収義務者が個人事業主の場合には、別の用紙(例：納入申告書を別の紙に印刷した様式)に個人番号を含む必要事項を記載のうえ、金融機関等を経由せずに、本町に別途ご提出ください。
- (4) 納入金額(2)の欄に記入されたときは、納入金額(1)の金額を横線で抹消し、合計額も記入してください。
- (5) 予備の納入書を末尾に入れてありますので金額の誤記などがありましたら、徴収月などを記入のうえご利用ください。

〈一括徴収のお願い〉

1月1日から4月30日までの間に退職される人の残税額の徴収については、本人の希望に関係なく、給与又は退職手当等から**必ず一括徴収**してください。

また、6月から12月までの退職者等についても、退職時等になるべく一括徴収していただけますようご協力お願いします。

◆納入取扱場所

●太子町指定金融機関（太子町役場内）

●下記金融機関の本店または支店

大阪南農業協同組合、りそな銀行、関西みらい銀行、
池田泉州銀行、南都銀行、大阪シティ信用金庫、
成協信用組合、近畿労働金庫（順不同）

※なお、金融機関の合併・統合があった場合は、
新金融機関でも取り扱いできます。

●近畿2府4県（大阪府、京都府、和歌山県、兵庫県、
奈良県、滋賀県）のゆうちょ銀行と郵便局（納期内に
限ります。）

◆ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県以外
のゆうちょ銀行・郵便局で特別徴収税額を納入される場
合は、右記の「指定通知書」に利用される最寄りのゆうちょ
銀行・郵便局名を記載のうえ、事前にそのゆうちょ銀行・
郵便局に提出してください。

指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づい
て、本町の特別徴収に係る町民税・府民税・森林環境
税取扱局に指定しましたので通知します。

・許可又は承認番号 貯業2第111号

・口座番号 00990-1-960287番

・加入者の名称 太子町会計管理者

・取りまとめ局 大阪貯金事務センター

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行

店長

郵便局長 様

大阪府南河内郡太子町長 印